

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

### 奈良県人事委員会規則第二十七号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教育職給料表(一)」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。